

令和3年2月3日

市政記者各位

新型コロナウイルスに関する公共施設等の対応について

緊急事態宣言に伴う、福岡県の要請等を踏まえた、公共施設等の対応について、以下の取扱いを継続しますので、お知らせいたします。

1. 対象期間（変更）

（変更後）令和3年1月16日（土）～令和3年3月7日（日）

（変更前）令和3年1月16日（土）～令和3年2月7日（日）

2. 公共施設及び市主催イベントの対応（現在の対応を継続）

○営業（開催）時間の短縮（原則 20 時まで）

○人数上限及び収容率

屋内：5,000 人以下かつ収容人数 50%以下

屋外：5,000 人以下かつ人と人との距離を十分に確保（できるだけ 2m）

3. 施設利用料の返金等について（現在の対応を継続）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、施設利用の取り止めを行った場合、施設利用料の返金等を行う取扱いを継続する。

【問い合わせ先】

市民局公民館支援課 平山・松本

TEL:092-711-4658（内線 3758）